

令和元年度第 2 2 回庁議提案 審議・報告・その他

提出日：令和 2 年 2 月 1 9 日

担当部・課：生活環境部環境課〔内線 3 3 6 8〕

① 件 名	
石巻市環境保全率先行動計画（第 5 期）の策定について	
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	
<p>【背景】 地球温暖化対策の推進に関する法律第 2 1 条の規定により、全ての市町村は、事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画の策定が義務付けられている。</p> <p>本市においては、平成 1 0 年 1 0 月に第 1 期「石巻市環境保全率先行動計画」を策定し、その後、震災の影響により取組が中断した期間もあったが、随時見直しを行いながら、計画による取組を実施してきた。</p> <p>現行の第 4 期計画における計画期間が満了したことから、次期計画を策定する必要がある。</p>	
<p>【目的】 本計画は市の事務事業における環境負荷の低減を目指した取組を推進するために策定するもので、法の規定に即し、温室効果ガスの排出抑制を図り、併せて、市が率先して環境に配慮した行動を行うことで、市民・事業者に対して環境保全への取組を誘導・喚起し、環境負荷の低減を図ることを目的とする。</p>	
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	
<p>【根拠法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 1 0 年法律第 1 1 7 号） ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 1 2 年法律第 1 0 0 号） ・石巻市環境基本条例（平成 1 7 年石巻市条例第 1 6 6 号） ・石巻市環境保全会議設置要綱（平成 1 7 年石巻市告示第 9 4 号） <p>【総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<input checked="" type="checkbox"/>無】 又は 【個別計画との整合性】 石巻市環境基本計画</p>	
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	
平成 1 0 年 1 0 月	石巻市環境保全率先行動計画（第 1 期）策定
平成 1 2 年 4 月	石巻市環境保全率先行動計画（第 2 期）策定
平成 2 0 年 4 月	石巻市環境保全率先行動計画（第 3 期）策定
平成 2 8 年 3 月	石巻市環境保全率先行動計画（第 4 期）策定
令和 元年 1 1 月	「石巻市環境保全会議」において計画（案）の承認
⑤ 主な内容	
<p>「石巻市環境保全率先行動計画」について、国の地球温暖化対策計画（平成 2 8 年 5 月 1 3 日閣議決定）に準拠し、計画期間及び温室効果ガス削減の目標値を以下の通り見直す。また取組項目についても、一部見直しを行う。なお、計画の目的や対象とする範囲、推進体制等については、現計画のものを第 5 期計画においても継承する。</p>	
1	<p>計画期間 令和 2 年度から令和 1 2 年度までの 1 1 年間を計画期間とし、中間年である令和 7 年度を目途に計画の見直しを行う。</p>
2	<p>温室効果ガスの削減目標 計画の基準年度を平成 2 6 年度とし、目標値を「令和 1 2 年度までに平成 2 6 年度比 - 2 6 %」とする。</p>

<p>(参考) 現行の第4期計画における目標の達成状況 温室効果ガス削減目標：平成30年度末までに平成26年度比-3% 平成30年度実績：平成26年度比+2.7% (未達成)</p>
<p>⑥ 実施した場合の影響・効果 (財源措置及び複数年のコスト計算を含む。)</p>
<p>【影響・効果】</p> <p>(1) 自らの事務事業に伴う環境への負荷を抑制し、地域の環境保全が図られる。 (2) 温室効果ガスの排出を抑制し、地球温暖化対策の推進が図られる。 (3) 市自らが模範的な取組を率先して実施することにより、市民・事業者に対する環境保全意識の啓発が図られる。 (4) 省エネルギーの推進による光熱費の削減が期待される。</p>
<p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p>
<p>他自治体においても、同様に計画を策定しており、平成30年10月1日現在、県内では36団体中、29団体が策定済み。</p>
<p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p>
<p>令和2年4月 市ホームページ等にて周知 計画の施行</p>
<p>⑨ その他</p>
<p></p>